

当院で算定している施設基準等

○外来・在宅ベースアップ評価料について

当院では、医療に従事する職員の賃金改善（ベースアップ）を図るため、「**外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）**」の算定をしております。本評価料は医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、医療従事者が安心して職務に従事すること等を目的としており、当院もこの施設基準に適合し、届出を行っております。ご理解ご協力を頂けますようお願い申し上げます。

○物価対応料について

当院では、物価高騰等の影響を受ける中においても、患者様へ安全・安心で良質な医療を継続して提供できる体制を維持するため、2026年（令和8年）6月より、厚生労働省の規定に基づき「**外来・在宅物価対応料**」を算定いたします。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

【算定する点数】 外来・在宅物価対応料：初診時・再診時にそれぞれ 2 点

○明細書の発行状況に関する事項

領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。当院は明細書については無償で交付いたします。

○一般名処方加算について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。

現在、当院では患者様へ処方するお薬について、特定の「商品名」ではなく、有効成分の名称である「一般名処方（成分名処方）」を行う場合がございます。一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、必要な医薬品が提供しやすくなります。

○選定療養費について

厚生労働大臣の定めにより、保険適用外治療を保険適用の治療と併せて受けることができる制度のことです。

「医療上必要があると認められない、患者様の都合による精子の凍結又は融解にかかる費用」について、当院では全額自己負担 26,400 円(税込)頂戴いたします。

○当院は施設基準に関して以下の届出を行っております

一般不妊治療管理料

生殖補助医療管理料(1)

精巣内精子採取術

染色体検査の注 2 に規定する施設基準

HPV 核酸検出及び HPV 核酸検出(簡易ジェノタイプ測定)

外来・在宅ベースアップ評価料(1)

生殖補助医療に係る先進医療

- タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養
- 子宮内膜刺激術
- 子宮内膜擦過術
- ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術
- 二段階胚移植術
- 子宮内細菌叢検査2
- 子宮内膜受容能検査2
- 膜構造を用いた生理学的精子選択術
- 抗ネオセルフ β 2グリコプロテイン I 複合体抗体検査